

令和6年度沼津市災害情報共有システム  
構築運用業務委託

公募仕様書

令和6年4月  
沼津市危機管理課

# 目次

## 第1章 総則

第1条 (適用)	1
第2条 (目的)	1
第3条 (本件に関する基本事項)	1
第4条 (準拠する法令等)	1
第5条 (業務実施体制)	1
第6条 (業務計画及び提出書類)	1
第7条 (貸与資料)	2
第8条 (個人情報保護及び秘密保持)	2
第9条 (手続き及び損害賠償)	2
第10条 (検査及び完了)	2
第11条 (成果品)	2
第12条 (成果品の帰属等)	2
第13条 (契約不適合)	2

## 第2章 業務内容

第14条 (業務内容)	3
第15条 (スケジュール想定)	3
第16条 (計画準備)	3

## 第3章 システム機能

第17条 (システム稼働要件)	3
第18条 (システム利用者条件)	6
第19条 (システム機能条件)	7

## 第4章 研修

第20条 (研修)	8
-----------	---

## 第5章 運用保守体制

第21条 (運用保守要件)	8
第22条 (連絡調整・問合せ対応)	8

## 第6章 その他

第23条 (次期システム移行に係る要件)	9
第24条 (疑義)	9

# 第1章 総則

## 第1条（適用）

本仕様書は、沼津市（以下「委託者」という。）が受注者（以下「受託者」という。）に委託する「令和6年度沼津市災害情報共有システム構築運用業務委託」（以下、「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（目的）

近年、激甚化・頻発化する風水害や地震等の災害に対応するため、必要な情報を一元的に集約し、迅速かつ正確に整理・共有できる新しい情報処理システムを導入することで、災害対策本部の機能向上を図り、市民の生命と財産の保護に寄与することを目的とする。

## 第3条（本件に関する基本事項）

- 1 件名  
令和6年度沼津市災害情報共有システム構築運用業務委託
- 2 期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 納入場所  
本市が指定する場所

## 第4条（準拠する法令等）

本業務にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- 1 沼津市地域防災計画
- 2 沼津市水防計画
- 3 静岡県地域防災計画
- 4 個人情報の保護に関する法律
- 5 沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 6 その他の関係法令、条例、諸規定、通達等

## 第5条（業務実施体制）

本業務を実施するにあたり、受託者は、同種システムの構築業務への従事経験のあるものを体制内に1名以上配置するものとする。

## 第6条（業務計画及び提出書類）

受託者は本業務実施に先立ち、業務の全体計画を立て、次の書類を速やかに提出し、委託者の承認を受けるものとする。また、これを変更する場合は、委託者に通知しその承認を得るものとする。

- 1 業務着手届
- 2 業務実施計画書
- 3 業務実施工程表
- 4 業務体制表（従事経験を記載すること）
- 5 その他委託者が必要と認める書類

## 第7条（貸与資料）

貸与資料がある場合は、受託者は貸与資料の取り扱いについて十分注意し、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。貸与資料の使用にあたっては、本業務での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。また、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

データ授受の手法について、情報漏洩等のリスクを回避するため、公開情報を除き、個人情報を含むものはインターネットメールを使用してはならない。

## 第8条（個人情報保護及び秘密保持）

受託者は、本業務により知り得た情報については、業務中及び業務完了後においても一切第三者に漏らしてはならない。

## 第9条（手続き及び損害賠償）

本業務に必要な諸手続きは、受託者の責任において行い、その写しを委託者に提出しなければならない。また、本業務の遂行にあたり、受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合には、直ちにその状況及び内容について委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

また、賠償等に必要負担は受託者が負うものとする。

## 第10条（検査及び完了）

受託者は、業務終了後に委託者による検査を受けるものとする。その結果、成果品については本仕様書の要求等を満たさない場合には受託者の負担にて速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。なお、本業務は、成果品を提出し、検査合格により完了するものとする。

## 第11条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 業務完了報告書         | 1式 |
| 2 | 災害情報共有システム      | 1式 |
| 3 | 操作マニュアル（PDF形式）  | 1式 |
| 4 | その他、委託者が指示した成果品 | 1式 |

## 第12条（成果品の帰属等）

本業務の成果品の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受託者保有のパッケージソフトウェアの著作権含む。）を除き、全て委託者に帰属するものとし、委託者に許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

## 第13条（契約不適合）

本業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所及び瑕疵が発見された場合には、委託者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。

## 第2章 業務内容

### 第14条（業務内容）

#### 1 システム構築

##### (1) 実施体制

受託者は、本業務の遂行を確実とする実施体制を確保し、提案時にその体制を提示すること。

##### (2) 会議運営

① 受託者は本業務の遂行において、委託者と協議、報告等を目的とした会議体を必要に応じ  
て開催し、プロジェクトに責任を持つものが出席すること。

② 会議体の運営は受託者が主体となり、議事録、課題管理表等を作成すること。

#### 2 動作確認

受託者は災害情報共有システム及び関連機器が正常に作動するか確認を行うこと。

#### 3 研修

受託者は、「第4章 研修」に掲げる研修を実施すること。

#### 4 システム運用支援

受託者は、「第5章 運用保守体制」に掲げる運用保守を実施すること。

### 第15条（スケジュール想定）

1 契約：令和6年7月2日（予定）

2 要件定義、構築設計、試験、システム構築：契約日から令和6年9月頃まで

3 操作研修：令和6年9～10月頃

4 システム稼働：令和6年10月頃

### 第16条（計画準備）

受託者は、本システムを構築するにあたり、情報インフラ環境及びネットワーク構成等、連携する外部システム等の把握を実施した上で、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、業務実施計画書として取りまとめ、委託者の承認を得るものとする。

## 第3章 システム機能

### 第17条（システム稼働要件）

1 安定的な運用やセキュリティ対策等、高度な専門性に対応するアプリケーション・サービス・プロバイダ（「ASP」という。）方式を採用すること。

2 安全性、安定性、拡張性が確保されたシステム構成であること。

3 地図遷移や帳票の入出力がスムーズである等、操作性、動作速度が優れていること。

4 本業務で導入するシステムは、法令改正や性能改善により追加費用なしでバージョンアップ対応を行うこと。

5 本システムの稼働要件及びハードウェア要件、ソフトウェア要件は次のとおりとする。

## 稼働要件

No	項目	内容
1	利用方法	A S P方式とする
2	通信手段	システムはLGWAN回線及びインターネット回線を使用する。
3	システム運用時間	24時間/365日を基本とする。(ただし、計画停止を除く)

## ハードウェア要件 (専用パソコン)

No	項目	仕様・機能
1	本体構造	ノート型パソコン
2	CPU	インテル Core i5-1235U 以上 動作周波数：P コア 最大 4.40GHz、E コア 最大 3.30GHz コア数 (スレッド数)：10 (12) キャッシュメモリ：12MB 以上
3	システムメモリ	8GB 以上
4	内蔵ストレージ	SSD 256GB 以上 (暗号化機能付きフラッシュメモリ)
5	インターフェース	RJ-45×1 HDMI×1 φ3.5mm ステレオミニジャック×1 Type-A USB3.2 準拠×2
6	通信	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 無線 LAN 対応
7	グラフィック	実装形式：CPU 内蔵又はオンボード ビデオメモリ：システムメモリと共有
8	ディスプレイ	13.3 型ワイド、解像度 1920×1080 以上
9	オーディオ	実装形式：チップセット内蔵 ステレオスピーカー内蔵
10	キーボード	日本語キーボード 86 キー JIS 配列準拠
11	マウス	光学式マウス USB 接続 (付属品)
12	電源	AC アダプタ
13	バッテリー	リチウムイオンバッテリー 9時間以上の連続操作が可能であること
14	保証	5年間のメーカー保証を備えること

## ハードウェア要件 (専用タブレット端末)

No	項目	仕様・機能
1	OS	iOS16 以降、又は Android13 以降に対応した機種で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう速やかに対応できること。
2	画面	10 インチ～12 インチ程度
3	web ブラウザ	Google Chrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること
4	保証	5年間のメーカー保証を備えること
5	その他	Wi-fi モデル、無線 LAN、GPS、カメラ、アプリのインストールに制限がないこと、防塵・防水対策がされていること

## ソフトウェア要件（専用パソコン）

No	項目	仕様・機能
1	OS	Windows® 11 pro (64bit)
2	Microsoft Office	Microsoft Office LTSC standard 2021 (ライセンス認証の更新を必要としないもの)
3	ブラウザ	Edge、Google Chrome
4	リカバリディスク等	リカバリデータディスク、ドライバズディスク（数量各1個）
5	ウイルス対策ソフト	Microsoft Defender
6	その他	調達するソフトウェアは、原則日本語版であること 沼津市にソフトウェアライセンスの使用権があり、適法に使用できること

## 6 ネットワーク通信要件

- (1) LGWAN回線においては、通信経路限定やファイアウォールによる通信プロトコル限定等を行うことで通信を制限する特定通信であること。
- (2) 庁内LANに接続する機器の設定については、次の事業者と協力の上行うこと。
  - ・ネットワーク保守業者  
富士通Japan株式会社 担当：上原氏 電話：055-951-4711
  - ・ヘルプデスク事業者  
東京コンピュータサービス株式会社 担当：早川氏 電話：055-962-8861

## 7 セキュリティ要件

- (1) 受託者はプライバシーマーク及びISMSの認証を受けていること。
- (2) 「沼津市個人情報保護に関する法律施行条例」を遵守して本件導入を行うこと。
- (3) アクセス権限の厳重管理や情報へのアクセスログ取得等により、データの漏洩や改ざんを防止するような対策を講じること。
- (4) 本業務の履行に関し知り得た情報を、本件導入の期間中及び期間終了後に関わらず、第三者に漏らさないこと。
- (5) 以上の項目については、本件導入において必要により再委託を行う際、再委託先においても同様とする。
- (6) 本業務の実施に当たり、本市既存の他のシステムに影響を与える、又はトラブルを発生させる等の行為は行わないこと。
- (7) 業務上不明な事項が生じた際は、本市の指示を受けること。
- (8) 本市のセキュリティポリシーを遵守すること。
- (9) 情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。なお、代表的な事象は以下のとおりである。
  - ・本市が提供又はアクセスを許可した情報の外部への漏えい及び目的外利用。
  - ・本業務とは無関係の本市へのアクセス。

## 8 データセンター要件

- (1) 本システム環境を構築するデータセンターが、日本国内に存在すること。
- (2) 施設建物は、新耐震基準（建築基準法）に基づき、各種災害対策及びセキュリティ対策を施した建物であること。
- (3) 入退室監視として、警備員常駐による有人監視、及びカメラによる監視を行っていること。
- (4) 入退室は個人認証管理していること。
- (5) プライバシーマーク及びISMSの認証を受けており、これに基づく運用がなされていること。
- (6) 非常用電源設備や自家用発電機を有していること。

## 第18条（システム利用者条件）

システム利用者条件は次のとおりとする。

### システム利用者条件

ユーザー区分	概要	利用規模
災害対策本部	災害対策本部室にて、情報収集、入出力及び発信等を行う	8台 (※1)
情報連絡体制	関係部署にて、災害発生現場での被害状況等の情報収集、入出力及び発信等を行う	4台 (※2)
災害対策本部設置各部・各班（職員）	計画に定められた災害対策業務に従事する部署等で情報収集、入出力及び発信等を行う	約500人程度(※3)
避難所（学校等）	避難所において配備職員が避難状況等の収集・入出力及び発信等を行う	約60人程度(※3)
災害対応関係者	災害対応関係者（各地域の消防団等）にて、情報収集、入力及び発信を行う	約100人程度(※3)

※1：専用パソコン、※2：専用タブレット、※3：職員端末等

1 本システムの稼働にあたって稼働要件を満たす専用パソコンを8台、専用タブレットを4台調達し、システム利用可能な状態で納入すること。

2 専用端末の設置場所は次のとおりとする。

- (1) 専用パソコン（8台） 市役所4階 危機管理センター
- (2) 専用タブレット（4台） 情報連絡体制関係部署（4か所に各1台）



第19条（システム機能条件）

システム機能条件は次のとおりとし、詳細については災害情報共有システム機能要件兼確認書のとおりとする。

No	機能名称	概要
1	システム管理機能	ユーザーアカウントやユーザーの権限を制御するほか、災害名の管理や災害対策本部の設置状況など、システム運用の基本的な機能を有すること。
2	災害情報地図機能	背景地図は国土地理院地図やGoogle Map等外部で公開されている地図を使用し、地図上に被害情報、水位情報、避難情報の発令地区、洪水・土砂災害、津波災害警戒区域等のハザード情報レイヤーとして重ねて表示する機能を有すること。
3	被害情報管理機能	被害情報等、本システムで取り扱っている情報を収集し時系列で表示する機能を有すること。
4	避難情報発令判断支援機能	収集した気象情報や観測情報から、あらかじめ設定した閾値を超えた場合に避難情報の発令推奨区域を表示するなどして、避難情報発令の意思決定を支援する機能を有すること。
5	本部機能	災害ごとに体制管理ができ、各部局の配備体制状況を管理できること。また被害状況等を一覧表、グラフ形式等で俯瞰でき、避難情報発令判断の際に必要な情報を統括できること。
6	避難所管理機能	避難所の名称、所在地、収容人数、開設状況等を管理する機能を有すること。
7	備蓄物資管理機能	市内で管理している備蓄物資の種別・数量などを管理できること。
8	防災ポータルサイト	気象庁発表の防災気象情報や、本システムに入力された避難情報、避難所開設情報、交通規制情報等について、市民に対してお知らせする防災ポータルサイトを構築する機能を有すること。
9	情報配信機能	住民向けに各種情報一斉配信する機能を有すること。連携先としては以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民向け防災ポータル（本事業にて整備）</li> <li>・Yahoo! 防災速報</li> <li>・X（旧Twitter）</li> <li>・危機管理情報・同報無線情報メール</li> <li>・沼津市公式LINE</li> <li>・沼津市公式防災アプリ</li> </ul> なお、Yahoo! JAPAN ID及びX（旧Twitter）のアカウント取得については本市で対応する。

連携するシステムの名称及び内容、取得するデータの形式は企画提案書に記載すること。

## 第4章 研修

### 第20条（研修）

受託者は、委託者が円滑にシステムを利用できるよう、操作方法や運用方法等について、次のとおり操作研修を行うこと。

- 1 研修の対象職員、スケジュール、実施体制等を委託者と協議し、研修計画を立てること。
- 2 研修は、災害時に従事する配備体制に応じて実施することとし、管理者に対しては、機能説明に加えて管理機能に関する研修を実施すること。
- 3 操作マニュアルは配備体制に応じて、管理者用と利用者用を分けて作成し、研修時に配布する資料は対象職員分を受託者が準備すること。
- 4 受託者は研修時に必要な機材を準備すること。
- 5 受託者は事前に災害情報共有システム専用パソコン及び専用タブレットを準備し、災害情報共有システムを仮稼働し、操作研修時に使用できるようにすること。

## 第5章 運用保守体制

### 第21条（運用保守要件）

- 1 システムの運用及び保守作業の全てについて、受託者の管理下において行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。
- 2 システムの運用時間は24時間365日（計画停止等を除く）を基本とし、安定運用に向けたシステム機器の監視体制や環境の整備、セキュリティ対策等を行うこと。また障害発生時にサービス早期復旧に備えた仕組みを構築すること。
- 3 受託者は、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- 4 受託者の拠点と業務実施場所は国内とし、問合せ窓口を一元化すること。
- 5 システム故障が発生した場合は、委託者に連絡すること。あわせて復旧対応を実施し、復旧に向けた対応状況等について都度連絡を行うこと。
- 6 計画停止の際は事前に委託者に連絡し、対応完了後も連絡を行うこと。
- 7 その他詳細な要件については、契約締結後に受託事業者にてとりまとめ、委託者の承認を得ること。

### 第22条（連絡調整・問合せ対応）

- 1 問合せ対応は原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、重大な障害及びインシデント発生時の緊急連絡用電話番号を用意すること。
- 2 問合せを受け付けて、助言や問題の切り分け、必要な対応を行うこと。
- 3 状況変更等の際し、災害情報共有システム内部に係る事項について設定変更や検討等が必要な場合、その依頼や問合せに対応すること。

## 第6章 その他

### 第23条（次期システム移行に係る要件）

受託者はシステム運用開始後、再構築や次期システムへの移行をする場合は、具体的な方法等を別途委託者と協議し、実施にあたっては誠意を持って対応すること。

### 第24条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、委託者と受託者の協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。